

税の申告は早めに

問 市税務課市民税担当 (☎65・2124)
西尾税務署 (☎57・3111 / 熊味町)

確定申告

申告が必要な方

- ・給与所得があり、次の①～③のいずれかに該当する方
- ①給与の年間収入金額が20000万円を超える
- ②給与を1か所から受けていて、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える
- ③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計が20万円を超える
- ・公的年金等に係る雑所得のみがあり、所得控除を差し引くと残額がある方
- ※公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、申告する必要はありません。
- ・事業所得、不動産所得、不動産や株式の譲渡所得などがあり、所得金額の合計から所得控除を差し引いた金額（課税される所得金額）

に所得税の税率を乗じて計算した税額から、配当控除額を差し引くと残額がある方

※他にも確定申告が必要な場合があります。戻付を受ける場合は確定申告書を提出してください。

日時・会場

時 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後5時

※受け付けは午後4時まで。土・日曜日を除く。

場 JA西三河事務センター(斉藤町)

持 ①マイナンバーカード(個人番号カード) または通知カードなどマイナンバーが記載されたものと自動車運転免許証など本人確認できるもの ②印鑑 ③確定申告書

④源泉徴収票など所得金額の算定の基となるもの ⑤所得控除を受けるために必要な書類 ⑥本人の預貯金口座番号が分かるもの ⑦税務署からのお知らせがきなど

他 ①混雑時は受け付けを早めに終了する場合があります。

②受付日以前の税務署での申告相談は大変混雑します。期間中に申告会場へお越しください。

納付方法・納期限

次の税金は口座振替または電子納税の方法が、金融機関で納付してください。

・所得税及び復興特別所得税、贈与税：3月15日(金)

・個人事業者の消費税及び地方消費税：4月1日(月)

※口座振替の場合、所得税及び復興特別所得税は4月22日(月)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月24日(水)に引き落としします。事前に残高をご確認ください。

休日申告相談

時 2月24日(日)、3月3日(日) 午前9時～午後5時

場 刈谷税務署 (刈谷市若松町1丁目46-1)

他 混雑時は受け付けを早めに終了する場合があります。

申請書の作成・提出は自宅から

確定申告会場は大変混雑します

確定申告の会場は大変混雑し、長時間待たなくてはならない場合があります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンやスマートフォンなどで所得税の確定申告書を作成できます。ぜひご利用ください。

e-Taxが簡単に 今年から

e-Taxがより簡単に利用できるようになりました。

- マイナンバーカード方式
マイナンバーカードとICカードリーダライタがあれば、パソコンで申告できます。
- ID・パスワード方式
税務署でIDとパスワードを受け取れば、パソコンやスマートフォンで申告できます。

市県民税申告

申告が必要な方

31年1月1日現在、市内在住で、次の①②のいずれにも該当しない方は、所得金額の多少にかかわらず市県民税の申告をしてください。申告書を記入し、郵送などで早めに提出してください。

- ① 所得税の確定申告をした方
- ② 所得が給与または公的年金のみで、勤務先などから給与支払報告書・公的年金等支払報告書が市役所へ提出されていて、年末調整や扶養の届け出をして所得税が精算されている方

年収入が400万円以下の方の申告

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるため確定申告の必要がない方でも、源泉徴収票に記載されていない所得控除（医療費控除、生命保険料控除、国民健康保険税・介護保険料などの社会保険料控除等）の適用を受ける場合は、市県民税の申告をしてください。国民健康保険加入者で所得が少なかった方やなかった方は、国民健康保険税の軽減が受けられる場合があるため、申告してください。

日時・会場

時 2月18日(月)～3月15日(金) 午前9時～午後4時

※土・日曜日を除く。番号札を午前8時30分から配布

持 場 市役所多目的室（1階）

① マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カードなどマイナンバーが記載されたもの

② 自動車運転免許証など本人確認できるもの

③ 源泉徴収票など所得金額の算定の基となるもの

④ 社会保険料の支払額証明書、医療費控除の明細書、寄附金の受領証などの所得控除や税額控除を受けるために必要な書類

⑤ 昨年の申告書の控え など

他 市県民税の申告のみ受け付けます。

出張申告会場

期日・場所など 上表のとおり

時 午前9時～11時30分、午後1時～4時

※番号札を午前8時30分から配布
佐久島開発総合センターは午前10時～11時30分に受け付け

他 ① 混雑時は受け付けを早めに終了する場合があります。

② 一色・吉良・幡豆地区では、小学校区ごとに期日を指定しています。都合が悪い場合は、他の期日にお越しください。

③ 確定申告も受け付けますが、過年分申告や青色申告、分離課税申告（譲渡所得や退職所得など）、損失申告、準確定申告、住宅ローン控除、事業・不動産所得があり、合計収入が1000万円を超える方、外国通貨の所得、雑損控除、居住形態等に関する確認書が必要な方（外国籍で非永住者だった期間がある方）などの確定申告は受け付けません。

お願い

事業所得や農業所得、不動産所得を申告する方は収支内訳書を、医療費控除を申告する方は医療費控除やセルフレディケーション税制の明細書を作成してお越しください。

※医療費の領収書は、5年間保存してください。今年度は医療費の領収書の添付や提示でも申告できます。

注 意 点 ・ 変 更 点

上場株式等の配当所得や譲渡所得は、市県民税と所得税で異なる課税方式を選択できます

市県民税と所得税で異なる課税方式を選択する場合、「申告不要制度、総合課税、申告分離課税」を申告者が選択し、納税通知書が届く日までに、確定申告書とは別に市県民税の申告書を提出してください。上場株式等に係る配当所得または譲渡所得を含む確定申告書を市県民税の納税通知書が届いた後に提出した場合、上場株式等に係る配当

所得と譲渡所得は市県民税の算定に含めません。

配偶者・配偶者特別控除の控除額

30年分以降の所得税及び復興特別所得税、市県民税の配偶者・配偶者特別控除の控除額が変更されました。控除額38万円（市県民税は33万円）を適用できる配偶者の合計所得金額が拡大されるなどしています。詳しくは市ホームページまたは国税庁ホームページをご覧ください。

す。領収書で医療費控除の申告をする方は、医療費の合計を計算してからお越しください。